

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成31年4月25日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1800094 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1900007 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成12年6月30日から同年7月1日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を17万円に訂正することが必要である。

平成12年6月30日から同年7月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和46年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成12年6月30日から同年7月1日まで

私は、A社に平成12年6月30日まで継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録では、請求期間に係る厚生年金保険の加入記録がないので、調査の上、同年7月1日を資格喪失日として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された「平成12年分給与所得の源泉徴収票」(写)、「第*回弁論準備手続調書(和解)」(写)及び請求者の陳述並びにB公共職業安定所からの「雇用保険の被保険者情報の照会について(回答)」により、請求者は請求期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、請求者から提出されたA社に係る採用通知書(写)及び給与明細書(写)並びに日本年金機構の回答により、請求者は請求期間において、当該期間の標準報酬の決定の基礎となる報酬月額に見合う標準報酬月額(17万円)に相当する賃金が発生していたことが認められる。

一方、事業主は当時の資料は全て廃棄しており、記憶もない旨陳述している上、上記の「第*回弁論準備手続調書(和解)」(写)における和解金には、厚生年金保険料の控除に係る記述がないため、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除については確認することができない。

以上のことから、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成12年6月30日から同年7月1日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を17万円に訂正することが必要である。

なお、平成12年6月30日から同年7月1日までの期間については、厚生年金保険法第75

条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1800091 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1900005 号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA事業所における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 32 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 56 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

② 昭和 56 年 7 月 1 日から平成 6 年 12 月 10 日まで

請求期間①について、厚生年金保険の記録では、A事業所における資格取得日が昭和 56 年 7 月 1 日となっているが、私は、同年 4 月 1 日から A 事業所で勤務していたので、調査の上、同日を A 事業所における資格取得日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間②について、給与とは別に支給されていた通勤手当（定期代の月割分）が標準報酬月額の算定の基礎となる報酬月額に含まれていないと思う。通勤手当を報酬月額に算入すれば、現在記録されている標準報酬月額の等級より 1 等級上になるのではないかと思うので、調査の上、当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、A 事業所の継承団体である B 事業所から提出された請求者に係る「C 職員調査表」（写）により、請求者は、昭和 56 年 4 月 1 日から A 事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B 事業所は、請求期間①当時について、「試用期間は 3 か月あったが、試用期間中は厚生年金保険に加入させず、本採用になった時から加入させていた。試用期間中の給与から厚生年金保険料は控除していない。」と陳述しているところ、請求者から提出された A 事業所の元同僚 2 名の給料支払明細書（写）によると、当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得する前の期間の給与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

また、請求者は、元同僚への照会を希望していないことから、元同僚から陳述を得ることが

できない上、請求者も自身の給与明細書等の資料を所持していないことから、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 請求期間②について、請求者は、給与とは別に支給されていた「通勤手当（定期代の月割分）」を報酬月額に算入すれば、現在記録されている標準報酬月額の等級より1等級上になるのではないかと思うと主張している。

しかしながら、i) B事業所は、請求期間②当時の賃金台帳等を保管していないため、請求者の請求期間②に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができないと回答していること、ii) 請求者は、元同僚への照会を希望していないことから、元同僚から陳述を得ることができない上、請求者も自身の給与明細書等の資料を所持していないことから、請求者の請求期間②における請求者の主張する報酬月額及び厚生年金保険料の控除について確認することができないこと、iii) 請求期間②当時のA事業所における元経理担当者は、健保厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所（当時）へ届出する際に、当該届出の報酬月額に通勤手当の月割分を算入せずに届出していたと思うと陳述していること、iv) 請求者から提出された元同僚のA事業所に係る給料支払明細書（写）の金額からは、当該届出の報酬月額に通勤手当の月割分が算入されていないことがうかがえることから、通勤手当の月割分を含めた報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を当該期間の給与から控除されていなかったものと推認できる。

このほか、請求期間②について、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間②について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受) 第1800092号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚) 第1900006号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA事業所における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和31年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和60年6月1日から同年9月1日まで

② 昭和60年9月1日から昭和62年10月1日まで

請求期間①について、厚生年金保険の記録では、A事業所における資格取得日が昭和60年9月1日となっているが、私は、同年6月からA事業所で勤務しており、A事業所における資格取得日は同年6月1日となるはずなので、調査の上、同日をA事業所における資格取得日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間②について、給与とは別に支給されていた通勤手当(定期代の月割分)が標準報酬月額の算定の基礎となる報酬月額に含まれていないと思う。通勤手当を報酬月額に算入すれば、現在記録されている標準報酬月額の等級より1等級上になるのではないかと思うので、調査の上、当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、A事業所の継承団体であるB事業所から提出された請求者に係る「C職員調査表」(写)により、請求者は、昭和60年5月27日からA事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B事業所は、請求期間①当時について、「試用期間は3か月あったが、試用期間中は厚生年金保険に加入させず、本採用になった時から加入させていた。試用期間中の給与から厚生年金保険料は控除していない。」と陳述しているところ、請求者の代理人である夫から提出されたA事業所の元同僚2名の給料支払明細書(写)によると、当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでの期間の給与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

また、請求者は、元同僚への照会を希望していないことから、元同僚から陳述を得ることができない上、請求者も自身の給与明細書等の資料を所持していないことから、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 請求期間②について、請求者は、給与とは別に支給されていた「通勤手当（定期代の月割分）」を報酬月額に算入すれば、現在記録されている標準報酬月額の等級より1等級上になるのではないかと思うと主張している。

しかしながら、i) B事業所は、請求期間②当時の賃金台帳等を保管していないため、請求者の請求期間②に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができないと回答していること、ii) 請求者は、元同僚への照会を希望していないことから、元同僚から陳述を得ることができない上、請求者も自身の給与明細書等の資料を所持していないことから、請求者の請求期間②における請求者の主張する報酬月額及び厚生年金保険料の控除について確認することができないこと、iii) 請求期間②当時のA事業所における元経理担当者は、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所（当時）へ届出する際に、当該届出の報酬月額に通勤手当の月割分を算入せずに届出していたと思うと陳述していること、iv) 請求者の代理人である夫から提出された元同僚のA事業所に係る給料支払明細書（写）の金額からは、当該届出の報酬月額に通勤手当の月割分が算入されていないことがうかがえることから、通勤手当の月割分を含めた報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を当該期間の給与から控除されていなかったものと推認できる。

このほか、請求期間②について、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間②について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受) 第1800102号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚) 第1900004号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和29年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和51年4月から同年10月20日まで

私は、請求期間について、A事業所において、弁当やサンドイッチを製造・販売していた会社の商品を小売店に配送する仕事を行っていたが、当該期間の厚生年金保険被保険者記録がない。

社会保険料の控除額の記載がある源泉徴収票を提出するので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録及び請求者のA事業所に係る昭和51年分給与所得の源泉徴収票(写)により、請求者が請求期間においてA事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録及び事業所別被保険者名簿によると、A事業所は、昭和51年8月2日に任意包括適用事業所として厚生年金保険に加入していることが確認できることから、請求期間のうち、同日前の期間は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、請求期間当時のA事業所の理事長は、上記源泉徴収票(写)は同事業所発行のものであるが、請求者を記憶していないと回答しており、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての回答を得ることができない上、同事業所において、請求期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得している8名に照会したものの、請求者を知っている者はおらず、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、上記源泉徴収票(写)には、「社会保険料の金額」が記載されているところ、当局で検証したものの、当該金額から、請求期間に係る厚生年金保険料を推認することはできない。

加えて、A事業所に係る事業所別被保険者名簿によると、請求期間において、請求者の氏名

は確認できない上、健康保険（厚年整理）番号に欠番はない。

このほか、請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。